

有富 慶二

成

長が著しい通信販売などは、宅配便配達時に品代金を支払う「代引き」機能と相まって成長してきた。金融庁はこの代引きに目をつけ、宅配業者を規制しようと新しい法律の制定を目論んでいるようだ。

代引きの規制を正当化する金融庁の主な論点は、以下の三点。

第一は、「宅配業者が倒産した場合、通販会社から消費者へ二重請求がいく恐れあり。よって、宅配業者に供託金を積ませるべし」との考え。しかし、商品を受け取った後で宅配業者が倒産しても、消費者が二重払いさせられるはずもない。なぜなら、手元

にある商品そのものが代金を支払った何よりの証拠になるからだ。消費者保護の美名を大義名分とし、現状に問題のないところを金融庁が無理に監督しようとするのは疑問だ。通販業者などに追加コストを強いることにもなり、新産業の活力に水を差す懸念がある。

第二は、「代引きはマネーロンダリングに利用される危険性があるから、10

金融庁「代引き」規制への無理筋

副代表幹事
会員委員会 委員長
ヤマトホールディングス
取締役会長



万円以上の代引きは本人確認を義務付けるべし」との理屈だ。しかし、代引きを利用する販売には、送り手と宅配業者の事前の契約締結が必要である。宅配業者がマネロンを目的とする偽の通販業者と契約することは考えにくい。しかも、配達時に免許証などで本人を確認する作業は結構、手間が掛かるものだ。マネロン防止の役には立たず、消費者の利便性を損なうだけの規制になる可能性が高い。

第三は、「代引きはお金の移動を伴う商売だから、為替取引に該当する。為替取引は、もっぱら金融庁の専権であり、宅配業者を金融庁の管轄下に置くべし」というもの。だが、集金代行が為替取引ならば、金融庁の管轄下に入る業態は他にも山ほどある。また、商品券やプリペイドカードでは、法律で前払式証券発行協会の設立が定められ、理事に役人が天下っている。金融庁の主張は、権益拡大を意図していると疑われてもしかたのない論点だ。

このように私が見る限り、世のため人のためにする体裁を整え、規制を正当化し、実は権益拡大を意図しているとは思えない。サービス開始より22年間、何も問題が起きていない「代引き」への規制は行うべきではないと考えている。

Contents

001 ● 巻頭言 有富慶二	金融庁「代引き」規制への無理筋
002 ● 特集	次代のリーダーに何を伝えるか、何を学んでほしいか—「リーダーシップ・プログラム」の活動を通して
011 ● リレートーク 山下 徹	知識社会と貢献主義
012 ● 委員長インタビュー	構造改革進捗レビュー委員会 前原金一
013 ● 経済同友会最前線	丹羽宇一郎 地方分権改革推進委員会委員長 来賓講演 ほか
017 ● 特別寄稿 高坂節三	最近の中南米事情—第22回民間経済団体国際会議に参加して
018 ● コペンハーゲン通信	デンマークで政治を考える
019 ● 同友会スケッチ	2008年9月の記録と11月の予定
021 ● 新入会員紹介	2008年9月19日現在の入退会者
022 ● 私の思い出写真館 大塚良彦	我が人生の転機